

| 対象事業名 | 事業の概要 | 教育的評価 | 外部評価委員会評価 |
|--|--|-------|--|
| 生涯学習講座・教室開催に関する事業 (親子ふれあい広場・夏休み子ども教室・シルバースクール等、生涯学習推進事業) | 健康で、心豊かに生きがいのある人生を過ごすため、生涯にわたる各ステージを対象とした、さまざまな生涯学習講座・教室を開催している。 | A | 幼児から高齢者までの各世代を対象とした、さまざまな講座・教室に取り組んでおり、生涯各期における学習機会の提供に努め、生涯学習の推進に寄与しているものと認める。今後は、事業ニーズを的確につかみ、特に効率性も視野に置いたメニュー構成に留意されたい。 |
| 公民館管理運営に関する事業 (中央公民館・地区公民館管理委託等、公民館管理運営事業) | 生活に即した教育・文化事業の活動の場として、良好な学習環境を整備するとともに、既存施設の活用連携により、より充実した生涯学習活動の展開を目指している。 | A | 地区公民館においては、独居老人の交流会、健康増進の活動など、高齢者の活用も図られている。改築された中央公民館も含め今後、社会福祉活動の場としての需要が増大することが予測されるので、施設の適正な管理運営に留意されたい。 |
| スポーツ教室等体力づくりに関する事業 (少年少女スポーツ教室・町民スポーツ大会・幸田発見ウォーク等、社会体育推進事業) | 体育とスポーツの振興を図り、住民の健全な精神の育成と体力の向上および相互の親睦を図ることを目的に、さまざまな大会・教室を開催している。 | A | 児童・生徒から高齢者まで、さまざまな世代の参加があり、住民の健全な精神の育成と体力の向上に十分な効果があると認められる。学校施設の利用に際しては、教育活動との調整に留意し、円滑な事業実施に努められたい。 |
| 町民大運動会開催に関する事業 (社会体育推進事業) | スポーツの普及と健康、体力の増進を図ると共に、ふれあいの場を形成して、明るく住みよい町づくりに寄与することを目的に、毎年10月に開催している。内容は、競争競技とレクリエーション競技(区対抗6、各種団体4、自由参加5)となっており、参加者数は、延べ8,000人にのぼる。 | A | 町民の健康増進と明るい町づくりという事業目的に沿った開催がなされており、その運営・安全対策についても配慮がなされていると認める。今後も、町民全員参加の意識に留意し、事業の必要性・平等性の観点・費用対効果を念頭に置き、事業実施にあたられたい。 |
| 新春駅伝・ファミリージョギング大会開催に関する事業 (社会体育推進事業) | スポーツ愛好の心を養い、心身の健全な発達を促すとともに、冬の体力増進とスポーツの日常化を図ることを目的に、毎年1月に開催している。競技種別は、ジョギングの部、駅伝の部(6部門 区対抗、小学生男子・女子、中学生男子・女子、一般)となっている。 | A | スポーツ愛好の心を養い、体力増進に寄与するとともに、毎年1月の恒例行事として、コミュニティーの形成と町民の融和に成果があると認める。郊外コースの採用により、一層盛り上がっているが、更にコースの検討に努め、大会の安全な運営に留意されたい。 |
| 文化広場管理運営に関する事業 (さくら会館管理委託等、文化広場管理運営事業) | だれもが、いつでも、気軽に、楽しく文化的活動やレクリエーション活動などを行える施設を目指し、教養講座、講演などの各種文化・生涯学習活動を実施すると共に、施設の維持管理、整備を行っている。 | A | 恵まれた自然条件の中で、誰もが利用できる文化・学習活動施設として機能していることを認める。近年、利用団体数の減少と施設の老朽化が見られるが、中央公民館ならびに地区公民館が地域の学習拠点として機能している現状の中で、公民館とは異なる施設としての位置付けを整理し、今後予想される施設の改修などにあたられたい。 |
| こうた夏まつり・凧揚げまつり開催に関する事業 (ライフサークル運動推進事業) | ライフサークル運動推進事業の一環として、8月に「こうた夏まつり」を、1月に「こうた凧揚げまつり」を実施している。心豊かで、笑いと楽しさあふれる町づくり、コミュニティーの醸成、推進を図ることを目的に、全町をあげてのイベントとして定着してきている。そのほかにも、深溝小学校区においては、「ほたるを観る会」が毎年行われている。 | A | 大勢の町民参加のもと、町のイベントとして定着してきているが、教育的施策としての意味合いが明確となっていない。今後は、町おこしのイベントとしてのみでなく、教育委員会の取り組む事業として、ライフサークル運動の本旨である「心豊かで、笑いと楽しさあふれる町づくり」に留意した事業展開に心掛けられたい。 |

今後の課題と対応

今回の評価結果に基づき事業内容の見直しを進め、更なる事業推進に努めるとともに、次年度以降も、順次、事業ごとに評価を行い、教育行政各施策の効果的な実施を目指します。

教育委員会の施策に関する点検・評価について詳しくは、町ホームページ (<http://www.town.kota.lg.jp>) でご覧いただけます。また、本件に関するご意見は、教育委員会学校教育課までお寄せください。

問合せ 教育委員会学校教育課 (内線421) FAX 63-5149
E-mail gakkokyoiku@town.kota.lg.jp

教育委員会の活動について点検・評価を行いました

幸田町教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、平成20年度の活動内容について点検・評価を行い、報告書を議会へ提出しましたので、その内容についてお知らせします。

本年度は、以下の11事業について自己評価を行い、その結果について教育に関する学識経験を有する委員で構成された外部評価委員会に諮り、以下のような結果を得ました。

総括意見

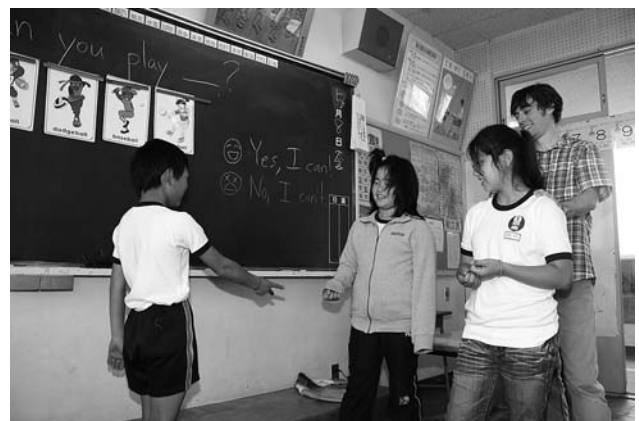
各事業とも市民のニーズを踏まえたものになっていると評価する。しかし財政が厳しい折でもあり、今後とも、より一層の効率化に配慮願いたい。

教育委員会施策評価一覧表（抜粋）

| 対象事業名 | 事業の概要 | 教育的評価 | 外部評価委員会評価 |
|---|--|-------|--|
| 特別支援教育推進に関する事業 (通級指導教室指導教員・日本語指導教員・母国語対応支援員・特別支援学級介助員配置事業) | 特別な支援(介助・取り出し指導・日本語教育)を必要とする児童生徒に対し、適切な教育的支援を行う。町雇用の指導員などを該当校へ配置する。 | A | 支援の必要な児童・生徒に対し、有効な施策であると認め、今後も積極的な展開を希望する。事業を行うための人材を確保すべく報酬額などの見直しを引き続き検討されたい。また、一般教員を対象とした、日本語指導にかかる研修会への参加などの方策を検討し、増大が予測される特別支援教育に対する要望に対応されたい。 |
| 学校運営推進に関する事業 (学校評議員・学校評価委員制度) | 学校運営に、保護者・地域住民の意向・評価を反映させることにより、開かれた学校づくりを進めるとともに、学校運営の改善を図り、教育水準の向上に努める。 | B | すべての学校で「学校評価委員制度」の取り組みを行うことが大切だが、「学校評議員」と「学校評価委員」の役割の違いを、委員によく説明し、趣旨を理解してもらうよう努められたい。それぞれの役割の違いを踏まえて委員の選任にあたられたい。 |
| 安全対策推進に関する事業 (不審者情報提供、防犯ホイッスル配布、緊急メール配信事業) | 子どもたちに危険から自分を守るすべを身につけさせるとともに、学校と地域が一体となって、登下校時などの子どもの安全を確保するという機運を高める。 | A | 子どもの安全確保について積極的に取り組む姿勢を評価する。学校・地域と行政との連携や「子ども110番の家」・地域防犯ボランティアとの協力を強化し、今後も児童・生徒の安全確保に留意されたい。緊急メール配信事業については、登録率の更なる向上を目指すとともに、希望する卒業生の保護者へも情報を提供するなど、地域一体となった安全意識の高揚に努められたい。 |
| 外国人講師活用に関する事業 (外国人英語講師委託事業) | 小中学校の計画する、授業、クラブ活動などの場における外国語活動(英語教育)の推進を図るとともに、英語科教員の資質向上のための研修において、必要な援助を行っている。また、国際理解を深める活動などに積極的に参加し、子どもたちが、英語を通じたコミュニケーションをとるためのアドバイスや練習を行っている。 | A | 平成23年度の小学校外国語活動本格実施に備え、今後とも積極的に事業の展開をされたい。外国語指導助手(ALT)個人の資質・授業参加の方法により、その効果に大きな開きがあるものと認識している。有能な人材の確保に努めるとともに、有効な人員配置と担任との連携方策について、小学校高学年の外国語活動の展開を視野に検討をされたい。 |



▲防犯ホイッスルの使い方を練習する児童



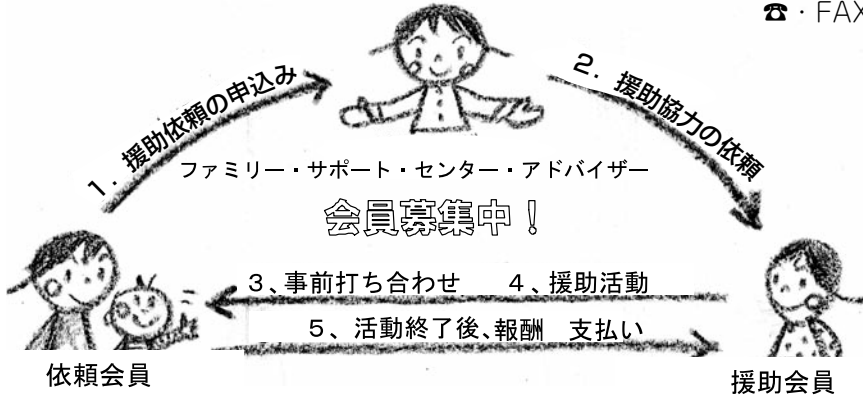
▲外国語指導助手による英語の授業

こんなこともやってるよ！！



「ファミリー・サポート」って 知っていますか？

《ファミリー・サポート・センターのしくみ》



遊びの場の提供やいろいろな講座が盛りだくさん！
あなたの子育て応援します！！
詳しくは…
上六栗子育て支援センター(くりくりひろば)
☎・FAX62-8333

| 平成22年3月現在会員数 | | |
|--------------|--|------|
| 依 頼 会 員 | | 218人 |
| 援 助 会 員 | | 45人 |
| 両 方 会 員 | | 60人 |

※両方会員とは、依頼会員と援助会員を兼ねている人です。

こんな人が利用しています。

- <ほんの一例を紹介します。>
- ・ 保育園等のお迎えと依頼会員宅などへの送り
 - ・ 児童の習いごとの援助
 - ・ 児童の放課後（児童クラブ後）の預かり
 - ・ 上の子の学校行事（授業参観など）時の下の子の預かり
 - ・ 保育園、学校などの休み時の預かり
 - ・ 美容院に行っている間の預かり

利用された人からの声（ほんの一例を紹介します）

- ・ インフルエンザで、放課後子ども教室がお休みになったとき、急な依頼でも快く預かってくださる気持ちが嬉しかったです。
- ・ 預かっていたいた時の様子を聞かせてもらって安心しました。
- ・ 授業参観へ一人で行けて、上の子の様子をしっかり見てやることができました。
- ・ いっときでもリフレッシュできました。

※ 詳細については「ファミリー・サポート・センター」までお問い合わせください。
☎・FAX 62-4718 E-mailアドレス famisapo@town.kota.lg.jp



みんな 遊びにおいでよ！！

くりくりひろばと菱池子育て支援センター
に遊びに来てね！！

問合せ 上六栗子育て支援センター
(くりくりひろば) ☎62-8333

月～金曜日 午前9時～午後4時

毎週月曜の午前11時30分からは『絵本の読み聞かせ』を開催しています。

《上六栗子育て支援センター（くりくりひろば）》



- ☆ とても広く、おもちゃもいっぱいあるよ。
- ☆ 園庭に大型遊具もあるよ。
- ☆ お弁当を持ってきて、1日遊べます。
- ☆ ランチルームをご利用ください。
(利用時間 午前11時～午後2時)
- ☆ 夏には、水遊びができます。
- ☆ 仲間が5組そろえば”どんぐりルーム”を借りることができます。

《菱池子育て支援センター》

- ☆ アットホームな雰囲気です。
- ☆ 月末の読み聞かせでは、誕生会を行っています。
- ☆ 週3日、栄養士さんがいます。離乳食の相談もできるよ。
- ※ 駐車場が菱池保育園と共有となっております。
午後3時30分以降は、保育園のお迎えと重なり、大変混み合いますので、防災ひろばへの駐車にご協力ください。



平成22年度子育てマップができました！！

子育てのガイドブックです。参考にしてください。
子育て支援センターにあります。もらいにきてね。

子育てマップ

平成22年度



幸田町子育て支援センター

育児相談 (面接・電話・訪問)

- 「初めての子どもで不安がいっぱい…」
- 「泣いてばかり…」
- 「寝てくれない…」 どうすればいいの??

毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時
毎週土曜日 午前8時30分～正午
☎62-8333

*** 一人で悩まずに一緒に考えましょう ***

町政モニターの皆さんからいただいた意見を紹介します

町では、町民の皆さんの考えや意見などを、町政運営の参考としていくために、町政モニター制度があります。各区から推薦された町政モニターの皆さんからは、町政全般のこと、町の行事、事業などについての意見を述べていただいています。

2月に行われました町政モニター会議にて、いただきましたご意見について、主なものを要約してご紹介いたします。

第4回会議 2月23日（火）開催

意見1「町内企業の活性化について」

1月の新聞において、県外の工場を閉鎖し町内の工場へ移管する記事が掲載されていた。逆に町内の企業が町外に移管されないような施策を検討していただきたい。

回答 町内の工場へ移管されたのは、幸田町の立地条件の良さを評価していただいていると解釈しています。今後も、企業の従業員の皆さんが通勤しやすいような環境を整備していきます。

意見2「幸田駅前の活性化について」

相見地区の新駅建設工事と新駅前の大型商業施設建設工事が始まり魅力的な駅前ができるので楽しみにしているが、幸田駅前の人通りが少なく空き地が多くなり寂れているので活性化を願いたい。

回答 幸田駅は快速が止まる重要な駅です。現在、幸田駅前土地区画整理事業にて建物移転をしています。幸田駅前から国道248号までの道路を拡幅する計画を進め、魅力ある幸田駅前の実現のために努力しています。

意見3「町政モニターについて」

1年間、町政モニターをして良い勉強となった。モニター意見を採用された時もあり嬉しく思っている。

回答 ご意見ありがとうございました。今後も引き続き町政にご意見をお願いします。

意見4「町民会館のイベントについて」

先日、さくらホールで行われた「吉田 正 記念オーケストラ」にて町民70人で練習をし、ステージに上がり合唱をして感激した。このような町民参加型のイベントは町民に勇気を与えてくれるので、ぜひとも継続してほしい。

回答 町民の皆さんが元気になれる事業として評価をいただきありがとうございます。継続できるように努力いたします。

意見5「環境美化について」

最近、町内でのゴミの不法投棄が目につく。もっと町民参加でゴミが捨てられないように定期的な活動をするようにしたらどうか？

回答 町では年2回のクリーン運動を行い各区に環境監視員を置き毎月活動報告をいただいています。また散歩途中でゴミを捨てられる個人、団体もあります。町ではこのような住民活動を広く周知啓発するよう努力いたします。

意見6「獣の出没について」

人がイノシシに襲われてけがをしたニュースを見た。幸田町にイノシシ、サルが出ていると聞かすが本当か？小さな子どもが襲われないように早期に駆除を願う。

回答 現在、農作物における鳥獣害対策をしています。人への対策はしていません。獣の出没情報が入りましたらお知らせするように努力いたします。

町は、今後も町政モニターの皆さんが、地域の「オピニオン・リーダー」となっていたただけに期待しております。

問合せ 企画政策課情報G（内線344）



▲第4回会議



▲吉田 正 記念オーケストラでのバックコーラス隊



▲捕獲されたイノシシ

「自分だけは大丈夫」そんなあなたもご用心!

手口を
知れば
大丈夫!

お年寄りの皆さん

撃退しよう! 悪質商法

被害にあわないための6か条



★困った時は一人で悩まず、専門の相談員にお気軽に相談してください。

●幸田町消費生活相談

毎月第4木曜日 午後1時～4時
問合せ：企画政策課政策G（内線341）

●西三河県民生活プラザ消費生活相談

毎週月～金曜日 午前9時～午後4時30分
電話相談可 ☎27-0999

消費者ホットラインをご利用ください

消費者ホットラインは、消費者庁が設置した消費生活相談「110番」の全国共通ダイヤルです。

消費生活における各種トラブルに直面した際に、相談窓口の連絡先がわからなくても、この番号に電話してお住まいの郵便番号を入力すれば、身近な相談窓口につながります。

消費者ホットライン ☎0570-064-370（守ろうよみんなを）

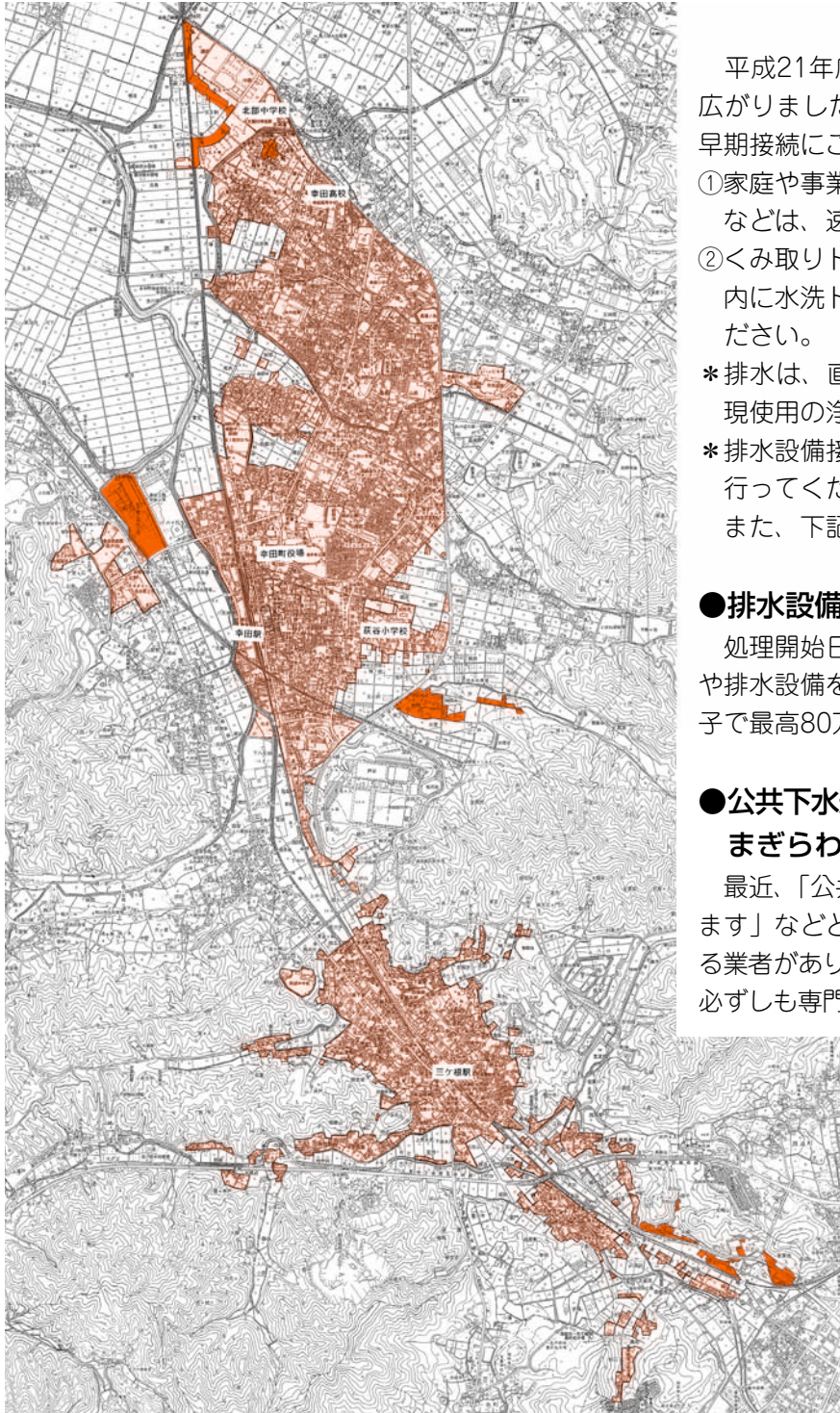
☆どんな相談でもいいの？

悪質商法による被害、商品やサービスの購入に関する事業者とのトラブル、商品やサービスが原因の金銭的・身体的被害など、個人の「消費」に関する相談を受け付けています。

一人で悩まずに、まずは消費者ホットラインにご相談を。

問合せ 愛知県民生活部県民生活課 ☎052-954-6165

公共下水道処理開始区域拡大のお知らせ



問合せ 下水道課管理G (内線241)

平成21年度整備により下水道の使える区域が広がりました。快適で住みよい環境にするため、早期接続にご協力をお願いします。

- ①家庭や事業所から出る浄化槽排水や生活雑排水などは、速やかに下水道に接続してください。
- ②くみ取りトイレの家庭は、処理開始より3年以内に水洗トイレに改造し、下水道に接続してください。

*排水は、直接下水道に接続していただくため、現使用の浄化槽は不要となります。

*排水設備接続工事を行う場合は、指定工事店で行ってください。

また、下記の制度をご利用ください。

●排水設備資金融資あっせん制度

処理開始日から3年以内に水洗トイレへの改造や排水設備を行う人に、工事に必要な資金を無利子で最高80万円まで融資あっせんします。

●公共下水道、農業集落排水区域の皆さまへまぎらわしい営業活動にご注意ください

最近、「公共汚水ますの点検が義務付けられています」などと言って、まぎらわしい営業活動をする業者があります。点検は、各自でお願いします。必ずしも専門業者へ依頼する必要はありません。

●下水道への早期接続のお願い

下水道は、川や海の汚れを防ぎ、快適なまちづくりのために重要な施設です。一日も早く、トイレ、洗濯、風呂、台所などからの汚水を下水道へ流す工事をしてください。

処理開始済区域

H22.3.31から処理開始区域

家庭でもできる浸水・環境対策にご協力ください

(雨水貯留浸透施設補助制度のお知らせ)

雨水貯留浸透施設の設置を促進することにより、雨水の流出抑制、雨水の有効利用を図り、自然環境の保全と回復に寄与します。

●雨水貯留浸透施設とは

既存浄化槽転用雨水貯留槽・雨水貯留槽・雨水浸透ます・雨水浸透管・浸透側溝・浸透性舗装が対象となります。

●補助金額は工事費の2/3です。ただし、上限は7万5千円です。

*補助制度の詳細については、下水道課管理G (内線241) へお問い合わせください。

各種手当をご存知でしょうか？

児童の健全育成や高齢者および障害者の福祉の増進を図るため、各種手当支給制度があります。

対象になられると思われる人で、まだ手当を受けていない人は、手続きをしてください。

手続き場所

- ①、④、⑤、⑥ 福祉課福祉G (内線152)
- ②、③ 福祉課介護保険G (内線154)
- ⑦～⑪ 児童課児童G (内線143)

| 名称 | 支給要件 | 所得制限 |
|-------------|---|------|
| ① 町心身障害者扶助費 | 身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人 *下記の人は除きます。 ●介護者が在宅介護手当受給者 ●施設入所者 ●65歳以上の新規・転入 *手帳・等級変更の場合は、支給額の変更はありません。 | 無 |
| ② 町在宅介護手当 | 在宅において要介護3～5で65歳以上の高齢者を介護している同一世帯（住民票を同一にされている）の親族 *対象者が入院、入所している期間は除きます。 | 無 |
| ③ 町家族介護手当 | 要介護4または5で町民税非課税世帯の65歳以上の高齢者を、過去1年間介護保険サービスを受けず（ショートステイは7日以内なら可）に在宅で介護している同一世帯の親族 | 有 |
| ④ 特別障害者手当 | 20歳以上で、知的または身体に著しい障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする人 *施設入所者、長期入院者は除きます。 ●身体障害2級（一部を除く）以上の障害が重複している人 ●身体障害2級（一部を除く）以上の障害があり、1Q20以下の人 ●身体障害2級（一部を除く）以上の障害または1Q20以下で、ほかに3級相当の障害が2つ以上ある人 ●身体障害2級（一部を除く）以上の障害または1Q20以下、もしくは、これと同程度の障害または病状がある人で、日常生活でほぼ全面介護を必要とする人 | 有 |
| ⑤ 障害児福祉手当 | 20歳未満で、知的または身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする児童 *施設入所者は除きます。 ●1級身体障害児 ●2級身体障害児の一部（常時介護を必要とする人） ●1Q20以下の知的障害児 ●上記と同程度の障害または病状で、常時介護を必要とする人 | 有 |

| 名称 | 支給要件 | 所得制限 |
|--------------------------|--|------|
| ⑥ 県在宅重度障害者手当 | ●身体障害者手帳1・2級+1Q35以下の人（1種） ●身体障害者手帳1・2級（2種）の人 ●1Q35以下の人（2種） ●身体障害者手帳3級+1Q50以下の人（2種） *施設入所者および特別障害者手当、障害児福祉手当の受給者、65歳以上の新規は除きます。 | 有 |
| ⑦ 子ども手当（新規）※児童手当から変わります。 | 中学校修了前（中学校3年生まで）の児童を養育している人 ●児童手当を受給していない人、受給しているが中学生も養育している人には、町から申請のご案内を送付します。（4月中） ●児童手当を受給している人で、小学生以下のみを養育している人は、新たな申請は不要です。 ●公務員は、勤務先にお問い合わせください。 | 無 |
| ⑧ 児童扶養手当 | 父のいない18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童（重・中程度の心身障害児の場合は20歳未満）を、父母以外または母のみで養育している人 *老齢福祉年金以外の公的年金を受けている人は、除きます。 *父が重度の心身障害者の場合は対象になります。 | 有 |
| ⑨ 県遺児手当 | 父または母、もしくは、両親のいない18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童を養育している人 *支給期間は認定から5年間です。 *親の一方が重度の心身障害者の場合は対象になります。 | 有 |
| ⑩ 町遺児家庭扶助費 | 父または母、もしくは、両親のいない義務教育修了前の児童を養育している人 *親の一方が重度の心身障害者の場合は対象になります。 | 無 |
| ⑪ 特別児童扶養手当 | 20歳未満の知的障害児（1Q50以下程度）および身体障害者（身体障害者手帳1・2・3級程度、4級の一部）を養育している人 | 有 |